

平成27年6月定例会 総務県民生活委員会の概要

日時 平成27年 7月 6日(月) 開会 午前10時 0分
閉会 午後 3時29分

場所 第3委員会室

出席委員 小川真一郎委員長

岡地優副委員長

横川雅也委員、神谷大輔委員、木下高志、本木茂委員、長峰宏芳委員、

吉田芳朝委員、並木正年委員、萩原一寿委員、秋山文和委員、木下博信委員

欠席委員 なし

説明者 [総務部関係]

飯島寛総務部長、高柳三郎総務部副部長、上木雄二税務局長、

福島浩之契約局長、飯塚寛参事兼税務課長、小野寺亘人事課長、

根岸章王職員健康支援課長、山崎高章文書課長、三須康男学事課長、

坂本泰孝個人県民税対策課長、真砂和敏管財課長、市川善一統計課長、

横田幸子総務事務センター所長、山岸盛三行政監察幹、

山田隆弘入札課長、寺井誠一入札審査課長、大山裕技術評価幹、

小池光晴県営競技事務所長

大浜厚夫秘書課長

石橋正二郎人事委員会事務局長、

石井貴司人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長、大野明男任用審査課長

[県民生活部関係]

福島勤県民生活部長、矢嶋行雄県民生活部副部長、山崎仁枝県民生活部副部長、

久保正美スポーツ局長、下田正幸広聴広報課長、加藤繁共助社会づくり課長、

小林安則人権推進課長、松崎徹県政情報センター所長、福田哲也文化振興課長、

小池要子国際課長、渡邊哲青少年課長、古垣玲スポーツ振興課長、

西村実スポーツ企画幹、清水雅之オリンピック・パラリンピック課長、

牧千瑞男女共同参画課長、山本好志消費生活課長、

松本晃彦防犯・交通安全課長、

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第79号	平成27年度埼玉県一般会計補正予算(第1号)のうち県民生活部関係	原案可決
第83号	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	原案可決
第84号	埼玉県個人情報保護条例の一部を改正する条例	原案可決
第91号	専決処分承認を求めることについて(埼玉県税条例等の一部を改正する条例)	原案承認

議案番号	件名	結果
議第13号	埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	継続審査

2 請願

議請番号	件名	結果
第8号	「集团的自衛権の行使を容認する閣議決定の撤回並びに安保関連法案の廃案を求める意見書」の提出を求める請願	不採択
第10号	平和安全法制の慎重な審議を国に求める意見書採択の請願	不採択
第14号	安全保障体制の見直しや関連法制定に、慎重かつ十分な審議を求める請願	不採択
第15号	私立学校父母負担軽減補助（幼稚園）の復活を求める請願書	継続審査
第16号	安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の慎重な審議を求める意見書提出を求める請願	不採択

所管事務調査

1 総務部関係

大宮警察署等統合庁舎新築工事に係る入札について

2 県民生活部関係

IP電話乗っ取り被害に対する県としての対応について

報告事項（県民生活部関係）

1 指定管理者に係る平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書について

2 平成27年度における指定管理者の選定について

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（県民生活部関係）】

並木委員

第79号議案について、

- 1 ジャパンパビリオンの275万4,000円は、12会場統一の負担額か。
- 2 ジャパンパビリオンではどのようなPR活動をするのか。
- 3 5,000万円の開催自治体分担金は、12会場統一の金額か。

スポーツ企画幹

- 1 ジャパンパビリオンについては、全体計画が約6,600万円、これを12の開催都市で割り550万8千円、埼玉県の場合には熊谷市と共同開催のためこれを折半して275万4千円となっている。
- 2 ジャパンパビリオンの活動については、今年の秋にイギリスで開催される大会のロンドンの中心地の展示場で日本組織委員会が4年後の大会をPRするために設置し、その中で開催12都市のPRを行う。具体的には各12会場の紹介パネルを掲示したり、観光・文化・物産などの各開催都市の映像を放映する。また、展示カウンターで県産品などの展示を行う。
- 3 開催自治体分担金は、昨年7月に日本組織委員会から示された全体経費460億円のうち、自治体全体として36億円程度負担してほしいということで12の会場で割り平均約3億円となっている。これは一律ではなく、会場の大きさや人口規模で多少上下する。埼玉県は3億円で、熊谷市と折半して1億5,000万円となり、3年間に分けて支払うため、5,000万円となっている。

並木委員

PR活動は、イングランド大会期間中だけの活動か。

スポーツ企画幹

ジャパンパビリオンは今年の秋の大会の時に、決勝トーナメントが行われる10月中下旬を中心に設置されPRを行うものである。その後のPR活動のうち世界に発信するものについては、日本組織委員会と協力しながら進めていきたい。本県については熊谷市と協力しながら、今後、準備委員会を設置するなどしてPR活動をする準備を進めていきたい。

並木委員

4年後に向け継続して、あるいは違うステップを踏んで熊谷が盛り上がるような何か独自の考えはあるか。

スポーツ企画幹

急ぎ準備を進めて、海外からも多くの方々にお越しいただけるようなおもてなしの準備をしていきたい。

秋山委員

- 1 熊谷ラグビー場改修費用は、今回の分担金で賄われるのか。

2 東京の新国立競技場の建設はどうか、見通しは聞いているか。

スポーツ企画幹

- 1 今回の5,000万円の負担金は、日本組織委員会の開催準備のための運営経費などに使われるため、熊谷ラグビー場の改修については別途本県で準備する必要があり、これから都市整備部で設計を行う予定である。費用についてもこの中で聞いている。
- 2 東京会場については、今のところの予定では新国立競技場で行うということを知っている。

秋山委員

熊谷ラグビー場の改修内容及び費用はどうなっているのか。

スポーツ企画幹

改修の内容については、これから設計を行うことになっているが、バックスタンドやサイドスタンドの芝生席などが椅子席に変わるということを知っている。また、座席の下に色々な部屋ができたり、屋根が大きくなったりすると聞いている。

秋山委員

第84号議案について、

- 1 特定個人情報とは何を指すのか。
- 2 個人番号はどのように決めるのか。
- 3 住基ネットの住民票コードを使わないのはなぜなのか。
- 4 利用目的とは何を指すのか。
- 5 資料3の「県が再委託」とは表現がおかしいのではないか。
- 6 再委託、再々委託、それ以上の再々々委託ということもあるのか。

県政情報センター所長

マイナンバー制度自体の所管は企画財政部であるが、答弁できる範囲でお答えする。

- 1 特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報のことである。個人番号自体そのものも特定個人情報である。そのほかに、個人番号が記載された書類や、個人番号が記録された電子ファイルなども該当する。具体的には、個人番号を記載した確定申告書や勤務先から税務署に提出する法定調書、生活保護や福祉的な給付の申請書など今後利用できる事務の申請書にも個人番号を書いていただくことになるため、そういった申請書などが特定個人情報となる。
- 2 番号の決め方については、まず、個人番号は国民一人一人に別の番号を振るということで、重複があってはならないので、各市町村が個別に行うのではなく、全国の都道府県、市町村が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」が一括して行うことになっている。具体的には、市町村から「住民票コード」を同機構に提供して、同機構がその住民票コードから個人番号を作ると聞いている。なお、個人番号から、元の住民票コードは復元できない仕組みになっていると聞いている。
- 3 住民票コードと個人番号は住民に番号を付番する点では同じ性質がある。しかし、個人番号の対象範囲は住民票の情報に限定されていない。現時点では、税、社会保障、災害対策の3分野で利用することができる。また、住民票コードは個人番号のように関係機関同士でのやり取りはできない仕組みになっている。このように住民票コードと個人

番号はその性格や使い道が異なるため、別の番号を使うことになっている。

- 4 特定個人情報プライバシー性が高いことから、法律でも利用目的を3分野に限定しており、法律で決めた利用目的以外は原則として使えない。さらに3分野でも利用できる事務を法律で限定列挙しており、それ以外には現段階では使うことができない。これをもって利用目的としている。
- 5 誤解を招くかもしれないが、分かりやすくするためにこの表現にした。
再委託は、県から見て再委託になるという意味で使用した。条例案では、「実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（その者から当該委託に係る業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者を含む。）が受託した業務を行う場合」としている。法文上はこのような表現となる。これを持って再委託以下の委託も含まれる。
- 6 個人情報を取り扱う業務は専門性が高い。現時点で、県の業務のうち再委託をしているものは110業務、そのうち再々委託は2業務ある。再々委託以降の委託は把握しているかぎりではないが、理論上はあり得る。再委託以降の事業者にも適正に個人情報を保護する義務を守ってもらい、違反をしたら、罰則の対象となる。

秋山委員

再々委託等は罰則の対象となるのか。

県政情報センター所長

再委託、再々委託、それ以降の分も罰則の対象となる。

秋山委員

再委託等は指導・監督ができないという懸念があると思うが、どう対処するのか。

県政情報センター所長

再委託以降に県の責任がなくなるわけではない。まず、委託事業者を指導する。再委託以降をする場合には県の許可が必要である。これは県の標準の契約書に定めている。受託事業者も再受託事業者を指導するが、県も直接指導する権限を持ちながら、指導していくこととなっている。

【所管事務に関する質問（IP電話乗っ取り被害に対する県としての対応について）】

木下（博）委員

IP電話が乗っ取られる被害が報道されている。新しいシステムであるため、クレジットカードなどと違い被害者に支払義務が生じている。国での議論もあるかと思うが、被害者に対して県としてどのように対応しようと考えているか、質問したい。

消費生活課長

県に現在まで3件の相談があった。2件については費用的な問題がなかったことから、救済解決に向けて県又は市町村が行うあっせんの対象とならない案件であった。1件については80万円の支払い義務があったため、弁護士と相談するように消費生活支援センターからアドバイスを行った。

今回のケースのように、消費者側に明確な落ち度がないにもかかわらず、多額の負担が求められるなど制度的に問題があるような可能性がある場合には、今後は問題事例として、相談現場から県の消費者行政サイドに情報が速やかに伝達される仕組みを構築し、県が消

費者側に立って、関係機関に制度の改正を求めるなど、消費者の生命、財産を守るための改善に向けて取り組んでいきたい。また、相談員がこのような事例を問題視する目を持つことも重要なので、相談員の更なる資質の向上に努めていきたい。

【知事提出議案関係の付託議案に対する質疑（総務部関係）】

神谷委員

- 1 個人県民税の配当割について、国が国債の利子を支払う場合とは、具体的にどのような場合を想定しているか。
- 2 法人事業税の改正について、改正によってどのように変わるのか。

参事兼税務課長

- 1 国が個人向け復興応援国債を発行しており、国債保有者に直接、記念貨幣が贈呈される。この記念貨幣分が、個人県民税配当割の対象となる。
- 2 今回の改正は、地方税収の安定化を図りつつ、企業の稼ぐ力を引き出すことが狙いである。外形標準課税の税率を引き上げ、所得割の税率を引き下げる。制度の設計上、全体としての税負担は変わらない仕組みとなっている。

神谷委員

- 1 地方消費税に関する改正はどのような経緯なのか。また、どのようなメリットがあるのか。
- 2 たばこ税について、特例税率を平成28年4月から段階的に廃止することだが、本県の税収への影響はどのくらいあるか。

参事兼税務課長

- 1 例えば、これまで国外事業者が国内で音楽配信などを行った場合に消費税が課税されていなかったものが、消費税法が改正され課税されることとなった。このうち条例改正では、国内事業者に業務用ソフトウェアのダウンロード販売などを行う場合に、国内事業者を納税義務者とする改正を行うものである。
- 2 本県の税収への影響については、いずれも対前年度比で、平成28年度が2,600万円、平成29年度が2,800万円、平成30年度が4,200万円、平成31年度が8,000万円、平成32年度が700万円の増収を見込んでいる。

横川委員

自動車取得税のエコカー減税について、2年間延長することだが、県税へはどのような影響があるのか。

参事兼税務課長

今回の改正により、適用基準が厳しくなるとともに、従来の基準である平成27年度基準の適合車については、軽減幅が縮小される。本県への税収への影響額として、新車に係る自動車取得税としては、平成27年度は約20億円の増収を見込んでいる。

萩原委員

外形標準課税の対象法人数が減ってきていると認識しているが、この10年間の推移はどうなっているのか。

参事兼税務課長

外形標準課税は平成16年度に制定され、平成18年度から平準化されている。対象法人数は、平成18年度4,949、平成19年度4,937、平成20年度4,869、平成21年度4,710、平成22年度4,463、平成23年度4,280、平成24年度4,178、平成25年度4,084と推移している。

萩原委員

平成18年度の4,949法人から平成25年度の4,084法人と減っている。10年間の景気低迷の影響もあると思うが、この中には節税対策で資本金を減らしている法人がいるのではないかと。制度上全体としての税収は変わらないという答弁があったが、今後、資本金を減らして外形標準課税の対象でなくなる法人が増えてきた場合にしっかりと税収確保の見立てはあるか。

参事兼税務課長

法人数が数年間で相当減っているということで問題意識を持っている。報道によると企業の減資によるものではないかと思うが、企業の経営上の判断ということもありいかんともしがたい。問題意識を持ちつつ、全国地方税務協議会などとも調整しながら対応していきたい。

秋山委員

- 1 個人県民税の配当割について、国が国債の利子を直接支払う場合として記念貨幣という答弁があったが、具体的に国がどのように納税するのか。
- 2 法人事業税の改正について、法人税と法人事業税はどう違うのか。また、税収は変わらない設計ということだが、赤字法人には課税の強化となり、黒字法人には緩やかになるということなのか。
- 3 消費税の税率8%について、国、県、市のそれぞれの取り分はどのくらいか。
- 4 たばこ税について、たばこそのものの値上げには連動しないのか。

参事兼税務課長

- 1 国が特別徴収義務者となり、直接県に払い込む。
- 2 法人税は国税で、所得に対する法人税の税率分を国に納税する。法人事業税は、所得割と外形基準の割合に応じて県に納める。赤字法人でも税負担が生じることになる。
- 3 8%のうち、国が6.3%、県が1.7%である。
- 4 たばこ本体の価格は日本たばこ産業が決定しており、価格のことは承知していない。

秋山委員

- 1 資料2-1の表の下に、括弧内の率は地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率とあるが、括弧内の率が適用されるということによいか。また、暫定措置はいつまで続くのか。
- 2 地方消費税について、県の先の市町村の取り分はないのか。

参事兼税務課長

- 1 括弧内の率が適用される。暫定措置は、税制の抜本的な改正措置が講じられるまでの間とされている。

2 地方消費税は、都道府県で清算後の額のおおむね2分の1を市町村へ交付している。

秋山委員

- 1 法人県民税均等割の税率区分の基準の適用について、原則は「資本金等の額」としつつ、「資本金」＋「資本準備金」の合計額を資本金等の額が下回る場合は「資本金＋資本準備金」の額とする措置を講ずるとのことだが、よく分からないので分かるように説明してほしい。また、これは増税なのか、減税なのか。
- 2 不動産取得税について（ア）住宅及び土地を取得した場合、（イ）宅地及び宅地比準土地を取得した場合、（ウ）新築のサービス付き高齢者向け住宅用土地を取得した場合とあるが、それぞれどのくらいの減税となるのか。
- 3 軽油引取税について、課税免除の特例が3年延長されるとのことだが、特例を受けている人は合計1,459人であると聞いている。免除の手続きが面倒で申請しないという話を聞くが免税の状況はどのようになっているのか。もっと手続きを簡便にできないか。
- 4 狩猟税について、年間の税収はいくらか。また、ア 対象鳥獣捕獲員、イ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者、ウ 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者の登録者数は、それぞれ何人か。

参事兼税務課長

- 1 法人県民税の均等割は資本金等の額により5段階の基準がある。自己株式の取得など行った場合、基準のランクが下がり、低い税額が適用になることがあった。今回の改正により上のランクが適用されることになれば、増税ということになる。
- 2 ア、イについては、デフレ脱却と経済活性化を目的として、それぞれ平成15年度から平成16年度から延長されている。減収額としては約33億円と推測している。ウについては、引き続き高齢者向け住宅の供給促進を図るための延長であるが、影響は非常に軽微である。
- 3 平成25年度の適用者数は1,459人である。免税軽油については、使用者証が有効期限3年となっている。農業者は1年に1回まとめて申請をするが、その他の者については半年に1回申請していただく必要がある。税を免除する手続きなので適正に確認するためにも申請は必要であると考えます。
- 4 平成25年度の税収は2,785万8千円。平成26年度で、登録者数はアが28人、イは新設されたものなので見込めない、ウは約1,000人である。

【知事提出議案関係の付託議案に対する討論】

秋山委員

第83号、第84号及び91号について、反対の立場で討論を行う。

まず、第83号及び第91号については、2015年度の税制改正の目玉は、法人税率の引き下げである。2015年度には法人税率を現行の25.5%から23.9%へ引き下げる。同時に資本金1億円超の法人について、地方法人税を含む法人事業税の所得割を7.2%から6.2%に引き下げ（専決処分）、さらに2016年度には4.8%に引き下げる。この結果、法人税額の17.3%と法定されている法人住民税を含めた実効税率は34.62%から2015年度には31.33%まで引き下げられる。この税率引下げによる減税額は、法人税だけで6,690億円、法人事業税所得割が7,870億円、法人税の減税に伴って法人税減税額の17.3%相当分、法人住民税が減税となることを計算

に入れると、全体では1.6兆円の減税となる。一方、この税率引下げの財源とするため、欠損金繰越控除の見直しと受取配当益金不算入の見直しと法人事業税の外形標準課税の拡大である。外形標準課税は2004年度から導入されたもので、資本金1億円超の法人について、従来は所得に応じて課税されていた法人事業税のうち4分の1を付加価値割と資本割に変更したものである。付加価値とは、賃金や利子、賃借料と所得を合計したもの。所得が赤字の法人でも、賃金など合わせれば付加価値がプラスとなって事業税が課税される。今回は、2年間をかけて外形標準課税部分を2分の1までに引き上げる。これによる増税額が2015年度で3,900億円、2016年までに7,800億円と見込まれている。このほか研究開発減税の見直しと租税特別措置法の見直しによって税収を確保している。財源措置として挙げられているもののうち、大きな金額を占めているのが欠損金繰越控除と外形標準課税であるが、どちらも赤字法人への増税という特徴がある。一方、税率引下げの恩恵を受けるのは、黒字法人である。つまり、今回の法人税減税は、赤字法人に増税、黒字法人に減税という内容となっている。個人の経済格差だけでなく、企業間の格差も一層拡大する方向の税制となっている。中小企業団体の強い反対があって、欠損金繰越控除の見直しも外形標準課税も資本金1億円以下の小規模法人は対象外となっているが、将来、小規模法人まで拡大されるおそれが残っている。庶民には消費税の増税の一方で、大企業には法人税引下げの大盤振る舞いとなっている。その企業間でも、もうけている法人は減税、赤字法人でも増税となる、付加価値割と資本割を増やすことになるこの改定は問題である。また、県たばこ税の増税は、庶民のしこう品としてせめて安いたばこを楽しみたいという方にとって、痛い値上げにつながるため、反対である。

次に、第84号議案については、この条例改正は、いわゆるマイナンバー法をスタートさせるために全国の自治体で必要な諸条例を改正していくものの一つである。日本共産党は、マイナンバー法に対して、(1)国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報によって容易に照合できる仕組みを作ること、プライバシー侵害やなりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあること、(2)共通番号システムは初期投資3,000億円ともされる巨大プロジェクトにもかかわらず、具体的なメリットも費用対効果も示されないまま、新たな国民負担が求められ続けること、(3)税や社会保障分野では、徴税強化や社会保障給付の削減の手段とされかねないとの理由から反対した。特に、年金機構から大量の個人情報が漏えいしたことは、このマイナンバー法でやり取りされる情報量と範囲は、年金の比ではなく、その危険さは計り知れないものとなる。実際、このマイナンバー制度と同様の共通番号を導入しているアメリカでは、深刻ななりすまし被害が指摘されている。その犠牲者は、2年間で約1,000万人にのぼり、損害額は年間500億ドルにも上ると言われている。また、制度が始まる前から範囲を広げる論議が始まっているが、個人の健康から資産まで丸裸にされてはたまらない。このネットの時代に、一つの番号で特定個人を識別できる番号制度の導入は、時代の流れに逆行するものといえるため、反対である。

吉田委員

いずれの議案も上位法の改正に伴う条例の整備であるため賛成である。
なお、たばこ税については、しっかりもっと増税していくべきである。

【請願に係る意見（議請第8号、10号、14号及び16号）】

神谷委員

我が国の安全保障に関する重要事項及び法案は、国が処理すべき事務である防衛上に関

するものであって、国会で十分に議論を深めてもらう必要があり、その審議経過を見守るべきである。よって、本請願は不採択とすべきである。

秋山委員

延長された国会で審議中の平和安全法制であるが、これは戦争法案というべきものである。この法案には、従来、戦闘地域とされた地域での後方支援・兵たん、事実上戦乱が続いている地域での治安活動、そして歴代政府の憲法解釈を根底から覆す集団的自衛権の行使など、3つの大問題がある。どれも憲法に違反する武力行使そのものである。6月4日の衆院憲法審査会では、「従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかない」と長谷部恭男早大教授など、自民党推薦の参考人を含めて3人の憲法学者がそろって憲法違反と発言した。また、6月22日衆院安保特別委員会の参考人質疑でも「集団的自衛権が認められないということは確立した憲法解釈だ。これを覆す法案を提出することは、法的安定性を自ら破壊するもの」と宮崎礼吉氏など、政府の憲法解釈を担ってきた元内閣法制局長官からも意見の発言が出された。審議が進むにつれて、世論調査では、法案反対が約6割、政府の説明が不十分との声が約8割に達している。請願8号は撤回・廃案を求めているが、議請第10号、議請14号及び議請第16号は慎重審議を求めている。いずれも国民の声を反映している請願であるので、採択すべきである。

吉田委員

議請第8号については、法案の撤回・廃案を強く求めているため、不採択とすべきである。

議請第10号、議請第14号及び議請第16号については、慎重審議を求めており、国民の声に寄り添ってほしいとの内容なので、採択すべきである。

【議員提出議案関係の付託議案に対する質疑】

秋山委員

費用弁償を3段階による定額支給方式から実費支給方式に変えると、3,900万円の削減効果があるとの説明であったが、このほか、国内視察では日当3,300円が支給されるが、そういったものには今回は手を触れずに、この部分のみ改正しようとするのはどのような理由からなのか。

岡議員

現在、住所地から招集地までが定額支給方式により費用弁償が支給されているが、実費と比較してそごが大きいことが問題になっている。今回は、条例4条2項を一般職員の旅費規程に基づいて支給すると改正するもので、非常に短時間に改正ができる。よって、同項のみの改正を行うものである。

木下（博）委員

3区分の定額支給を更に細分化するのではなく、一般職員の例にならうと変えるのは、非常に簡潔になると思う。議員活動の経費に関わるものであるが、この2日間の委員会で十分に合意形成が可能と考えて提案されたのか。

岡議員

今回は条例第4条2項のみを既存の一般職の旅費規程に基づいて支給すると改正するも

のであるから、定額支給から実費支給に変えようとの判断に際し、皆さんの合意が得られるのは比較的容易であると考えた。議会に提案前に各会派に説明をしており、各会派でも十分議論していただいたと思うので、この定例会で御承認いただけるものと考えて提案した。

秋山委員

私たち共産党は、改選時には必ず議長に対して、様々な申し入れをしている。費用弁償や日当についても改革していくべきであると、また、健康診断にも県費が投入されているが、そのようなものに対して見直すべきであると申し入れをしている。今回は合意しやすい改革の第一歩と考えるものであるので、賛同していきたいと考える。(意見)

【議員提出議案関係の付託議案に対する討論】

並木委員

政治は日々変化しており、私たち議員を取り巻く様々な環境も日々変化している。費用弁償についても県内63市町村議会のうち半数以上の39議会が既に廃止している。また、全国でも定額支給方式から交通費の実費として支給している都道府県議会は3県から今や10県にまで増え、大阪府議会は廃止、関東では千葉県、神奈川県議会が実費支給となった。今後の埼玉県の財政状況や県民の感覚に沿った身近な議会としての役割を果たすため、実費支給方式に改めるべきであると考え、賛成討論とする。

秋山委員

今回の提案は県民の納得を得る上で、貴重な第一歩として踏み出したものと考えるので、ぜひ賛同していきたい。

木下(博)委員

定額制の3区分では県庁近隣でも6,000円が支給され、実費とはかい離があるため、県民の理解を得るのは難しいと考える。執行部の執行をチェックしてよりよいものにしていくチェック機関としての議会の役割を考えたとき、自らが率先してこうしたかい離があるものについては一般職員の例にならって是正をしていき、血税を無駄なく使える県庁になっていくように、議会が率先して取り組んでいくべきこととして価値のあるものと考えらる。

【所管事務に関する質問(大宮警察署等統合庁舎新築工事に係る入札について)】

木下(高)委員

先の一般質問でも明らかになったとおり、4回の入札を経て、落札者と仮契約が締結されているにもかかわらず、契約議案が提出されていない。

- 1 どのようなプロセスを経て、今定例会に上程されていない状況になったのか。
- 2 県と契約中の工事の施工状況を確認することのことだが、どのように確認し、どのように判断するのか。
- 3 異例とも言える対応だと思うが、誰の判断なのか。
- 4 直近の議会で提案されなかったのは、これまで談合疑惑があった1件のみと聞いている。今回、一般競争入札では事後の確認する仕組みはないと思うが、どのような規定に基づいているのか。資料等で提示していただきたい。

入札課長

- 1 落札者となった会社は、3月末に宮城県、4月に戸田市、5月に岩手県からと、今回の入札手続き中に、相次いで入札参加停止措置を受けていた。特に2つの県からは工事成績不良を理由に入札参加停止措置を受けていたことから、このような会社が「大宮警察署等統合庁舎新築工事」のような大規模かつ長期にわたる工事を、誠実かつ適正に施工できるかということに、懸念を持たざるを得なかった。このため、6月定例会での契約議案の上程を一時見合わせ、現在、この会社が県と契約中の工事について、適正に施工が行われるかを再確認し、その結果を踏まえた上で9月定例会に上程することとした。
- 2 現在、落札者が県と契約している工事は3件ある。この3件の工事について、大きくは、施工体制と施工状況の二つの項目について毎週確認を行うこととしている。まず、施工体制については、工事を行う上で必要となる体制を整えていることを確認する。具体的には、必要な技術者を配置し現場代理人が常に施工管理を行っているか、施工計画どおりの下請業者が作業しているか、建設業退職金共済制度に基づく証紙の配布を適切に管理しているか、などである。次に、施工状況については、良好な施工が実際に行われているかを確認する。具体的には、施工計画書どおりの施工方法が取られているか、工程表どおりに工事が進行されているか、適切な安全管理が行われているか、など13項目である。
- 4 今回、6月定例会に議案を提出しなかったが、仮契約をいつの議会に上げなければならないという明確な規定はない。

契約局長

- 3 他の県や市から、相次いで工事成績不良などを理由に入札参加停止措置を受けていた会社が落札したことから、このような会社が「大宮警察署」のような大規模かつ長期にわたる工事を誠実かつ適正に施工できるかということに懸念を抱いた。このため、適正に施工が行われるかを再確認するため、6月定例会での議案上程を一時見合わせたほうがよいのではないかと総務部から関係部局に相談し、了解を得た。その内容について知事に状況を報告し、了解を得て決定した。

木下（高）委員

調査は、県の監督員もいる。監督員以外が調査をするのは違和感がある。

基本となる規定がないということであるが、規定がないにしろ何らかのルーティンがあると思うが資料は提示できないのか。

入札課長

提案しないことという規定はないが、地方財務実務提要に仮契約後に議会の議決を得るという部分がある。これによると基本は速やかにとあるが、いつまでにという規定はない。今回、6月定例会に議案を提出しなかったが、仮契約をいつの議会に上げなければならないという規定はない。

木下（高）委員

明文化したものがあれば、提示してほしい。

規約的なものであればルールであろうが、そうでないならば独善的と言われても仕方ないのではないのか。

「地方財務実務提要」を資料要求する。

委員長

木下委員から、「地方財務実務提要」について、資料要求があったが、本委員会として要求することに異議はないか。

＜ 異議なし ＞

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行部においては、速やかに提出願う。
暫時休憩する。

(休 憩)

委員長

委員会を再開する。

先ほど資料要求した「地方財務実務提要」についての資料は、お手元に配布しておいたので了承願う。

この際、「地方財務実務提要」について、執行部の説明を求める。

入札課長

この資料は、総務省が地方自治体からの問い合わせに対するQA集で、地方自治制度研究会が取りまとめたものである。仮契約後に議会の議決を得る時期については、次のように解説している。「仮契約を締結してから、どのくらいの期間で議会の議決を経て本契約を締結すればよいのかについては、自治法上は明文の規定はありません。迅速な予算執行を行う観点からは、出来るだけ速やかに契約議案を議会に提出し、議会の議決を経たうえで、本契約を締結することが必要です。工事請負契約であれば、当該事業を完成しなければならない期限を考慮の上、本契約を締結しなければならない時期を判断し、それに間に合うように契約議案を議会に提出することとなります。具体的にいつの議会で提案するかということは、個々具体の契約内容、事情等により、適宜決めることとなります。」という記載がある。

また、議会に諮る契約についての地方自治法上の規定は第96条で「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。5 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。」としており議会へ上程する時期については明文化されていない。

木下（高）委員

明文化された規定はないとのことだが、具体的にいつの議会で提案するかということは、個々具体の契約内容や事情等により、適宜決めることとのことである。

事情が談合疑惑であればなるほどとなるが、県の指名停止ではなく、他の自治体での指名停止が、個々具体の契約内容や事情に当たるのか。

また、一般競争入札については、応札後のかして無効にはできないのではないかと。実害としては、落札者は配置技術者を抱えており、期間が延びればコストが増える。請負業者に損害が生じると思うが、県としてはどう考えるか。

入札課長

今回、提案しなかった理由は、他県での指名停止ではなく、指名停止の理由が「工事成績が悪い」ということで、本工事は、大規模かつ工期も2年にわたる大規模案件であるため、本県の工事を確認することとしたものである。

また、契約できないことについては大変申し訳ないと思っている。ただし、配置予定技術者は、本契約までの間は他の工事に従事可能でもあり、今回、議案を提出しなかったことについては、仮契約中の業者に対し、丁寧に説明し理解をいただいているところである。

木下（高）委員

審査を受けて入札に参加して落札しているのにもかかわらず、本契約が延期となってしまうというような県の事情というのは、県民の納得が得られないのではないか。入札の執行自体が不鮮明な形での選考であり、適正な入札と言えないのではないか。

現在の確認内容によっては、本契約とならないという結果もありうるのか。

入札課長

戸田市の指名停止は、施工段階で指示に従わない、契約にないことを勝手にやる、という内容であった。監督員の指示に従わなかったり、契約書にないことを勝手に行うなど著しく信頼関係を損なう行為があった場合等により、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に定める入札参加停止の要件に該当した場合は、契約を行わないこととなる。

今回は、岩手県及び宮城県の仕事で粗雑仕事が相次いだレアなケースであった。

木下（高）委員

これからも入札が続いていく中で、レアなケースだからといって、実務提要に基づいて判断するという事は曖昧であり、最終判断は知事だと思うが、どちらかという裁量判断のように思ってしまうので、ルール化が必要である。ルールがなければ、事前審査を受けていながら風評などによる裁量判断によって、契約をしないというのでは、公平性が保てないのではないか。

県の方針としては、裁量ではなく、きちんとしたルールに基づくべきであり、誰かの考えとかではなく、公平、対等に判断できるようにすべきと考える。（要望）

横川委員

県工事3件の実施状況で見定めるとあったが、手持ちの工事がなかったらどう判断したのか。

入札課長

例えば、入札参加停止となった詳しい理由や原因、それに対する再発防止対策などについてヒアリングを行った上で判断したと考えられる。

横川委員

明確なルールがないときちんと判断できないのではないか。そうすると現在実施中の県工事を見て判断するという回答も根拠が曖昧なものになってしまう。明確な基準を設けるべきである。

契約局長

この場で明確な回答はできないが、何らかの判断基準ができるのか研究していきたい。

木下（博）委員

入札の公告と開札日はいつか。

入札課長

平成27年4月10日公告、平成27年6月3日開札である。

木下（博）委員

4回目の入札について、該当業者は要件に合っていたため入札に参加できたのか。

入札審査課長

岩手県や宮城県については、工事成績が悪かったので入札参加停止を受けたと聞いている。しかし、このことは、本県の資格停止要件に該当していないので、入札に参加できた。

木下（博）委員

税金で施工する工事であり、3つの入札参加停止が続いたため、むしろ、慎重にやっているように感じるのだがどうなのか。

入札課長

落札した業者が、直近で工事成績不良による入札参加停止を受けていたので、これだけの大規模かつ長期にわたる工事をしっかりと施工できるか、県と契約中の工事の施工体制や施工状況を確認し、その結果を踏まえて議会に上程したいと考えている。